

別表 1

健康保険法
 船員保険法
 私立学校教職員共済組合法（昭和 28 年法律第 245 号）
 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

別表 2

第一表 血液疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
血小板の異常	1	混合型血管奇形	疾病名に該当するもの

第二表 神経・筋疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
神経・筋疾患	1	二分脊椎	水頭症のないもので、神経症状を有するもの
	2	水頭症（先天性を除く）	シャント等の外科治療を必要と認める場合、もしくは外科治療を行い治療中である場合

別表 3

階層区分	階層区分の基準		自己負担限度額(患者負担割合:2割)		
			原則		
			一般	重症(※1)	人工呼吸器等装着者(※2)
Ⅱ	市民税非課税 (世帯)	低所得Ⅰ 年収 80 万9千円以下(※3)	1,250	1,250	500
Ⅲ		低所得Ⅱ 年収 80 万9千円超(※3)	2,500	2,500	
Ⅳ	一般所得Ⅰ 市民税課税 年額 71,000 円未満		5,000	2,500	
Ⅴ	一般所得Ⅱ 市民税課税 年額 71,000 円以上 251,000 円未満		10,000	5,000	
Ⅵ	上位所得 市民税課税 年額 251,000 円以上		15,000	10,000	
入院時の食費			1／2自己負担		

※1 重症 ：①高額な医療が長期的に継続する者（医療費総額が5万円を超える月が、年間6回以上ある場合。
 ②現行の重症患者基準に適合する者。 のいずれかに該当。

※2 人工呼吸器等装着者 ： 人工呼吸器、体外式補助人工心臓を装着しており、次の3つの要件をすべて満たす方
 ①人工呼吸器、体外式補助人工心臓の使用の必要性が、認定された疾患によって生じている方
 ②継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある方
 ③日常生活が著しく制限されている方

※3 年収：年収の範囲は児童福祉法施行令第22条第1項第5号を準用し、同号に規定する厚生労働省令で定める給付は、児童福祉法施行規則第7条の5を準用する。

別表 4

こども難病重症患者認定基準

(1) 別表 2 に定める対象疾患を主たる要因として、下記に掲げる症状のうち、1 つ以上が長期間（概ね 6 か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症 状 の 状 態	
眼	眼の機能に著しい障がいがあるもの	視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
聴 器	聴覚機能に著しい障がいがあるもの	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
上 肢	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいがあるもの	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの
		両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障がいがあるもの	一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの
		一上肢の用を全く廃したもの
下 肢	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	
体幹・脊柱	1 歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの	1 歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がいがあるもの
肢体の機能	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの
		四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの

(2) (1) に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該 当 項 目
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が 20 以下であるもの又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの